

労働政治の復活

飯尾 潤

労働政策をめぐる政治が復活しつつある。終戦直後から高度成長期にいたる時代には、日本でも労働政治が政治の花形であった。しかし、それ以降は、日本政治の特徴として労働問題の比重の低さが指摘されてきた。1980年代の「労働なきコーポラティズム」（ペンベルおよび恒川）という体制規定も、政治的利益調整システムをヨーロッパ諸国と比較した時の、日本における労働セクターの地位の低さを問題としたものであった。

もっとも、労働政策をめぐる政治がなかったわけではない。政策が労働省を中心として立案される際に、労使の利益代表に学識経験者を加えた審議会方式で、関係の利害が調整されていた。ただ、こうした仕組みも、政党政治の枠組みから独立した調整機会を設けることで、労働政策を政党政治の枠から解放する体制の維持に役立っていたものと思われる。

そして、そうした労働問題の非政治問題化が、自民党長期政権の原因の一つだともされた。すなわち企業別労働組合を柱とする日本の労使関係においては、労使関係は分散に処理されることが多く、それが大きな政治的争点として浮上することを防ぐ仕組みがあり、加えて労働者と農民が連合関係を組まないことによって、左翼陣営が主導権を持つ契機が少なく、結果として自民党の長期政権を支えたというのである（樋渡）。

このところ、世論調査で、民主党中心の政権を望む意見が、自民党中心の政権を望む意見を上回ることが多くなるなど、政権交代の可能性が大きくなっている。ただ、「格差」問題など、民主党の攻勢と労働問題の政治化は関係がないわけではないが、政党の枠組みだけでは説明できない動きも多く、これだけで労働問題の解決に結びつくものではない。

そのうえ、現代問題になっている労働問題の多くは、伝統的な労使の利害調整だけでは対処しにくい面がある。偽装請負問題や、「名ばかり管理職」問題などは、労働組合の強い主張によって対

策が講じられるようになったものの、この問題の背景には、自己管理をめぐる労働者と自営業との垣根を越えた問題が含まれているように思われるからである。

このとき、労働組合組織率が低下し、労働組合があるのは製造業を中心とする大企業と地方自治体など公的セクターが中心だという状況では、労働組合の利益が、こうした新しい労働問題の解決に直接結びつかない面もある。

また、最低賃金の水準が、生活保護の水準と比較されたり、年金受給額との連関が論じられたりする状況では、労働政策も、狭い意味での労働問題の枠のなかだけで考えるのは難しくなっている。その意味では、労働政策を、労働関係の審議会だけを頼りに立案するのは、論点を見落したり、政策間の連携を難しくしたりする恐れがあるといえよう。

つまるところ、「公平性」であるとか「社会的正義」の政策的な再定義が求められているわけで、政策体系の全面的な見直しの一環として労働政策を考え直す必要がある。そこで、「一部の利害関係者」が議論して決めたというだけで、政策の正統性を確保するのは困難であり、政策の実現のためにも、開かれた政策の決め方が求められる。

その意味で、転換期にある労働政策の見直しには、「政策の決め方」について考え直す必要があるといえよう。政権選択時代を迎えて、主要政党が政策を争うなかで、各党共通に合意できる部分から政策全体の底上げを図るとともに、あれかこれかのトレードオフがある側面については、政権政党の確立した方針に従って思い切った施策を打ち出すという大きな枠組みを前提とする必要がある。そのうえで、従来の政策との整合性や具体的な執行の確保のために審議会を用いるという形が望ましいのではないか。その意味で、労働政治の復権は、労働政策をめぐる意思決定過程の転換をも要求しているのである。

（いいお・じゅん 政策研究大学院大学教授）